

令和2年6月30日

積和管理関西株式会社
代表取締役 網本博臣

監督処分に係る業務改善措置について

弊社は令和2年6月3日付「指示処分」を厳粛に受け止め、ご指示頂いた下記の事項について講じた業務措置を報告いたします。今後もより一層のコンプライアンスの強化と業務改善の継続を図り、再び同様の事態を起こさないように努めて参ります。

記

1. 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること

本件事案に対する処分内容について、処分を受けた翌日に臨時の全体朝礼を行い、代表取締役より全役職員に対し、違反行為の内容及びこれに対する処分内容、今後の対応について報告し、周知徹底を図りました。

2. 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること

弊社では、コンプライアンス研修等を計画・実施し、当該社内研修において本件事案の内容をあらためて周知するとともに、法令遵守に係る全役職員の意識改革を図ることで、本件のような不正行為が二度と発生しないよう万全を期しています。

3. 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること

- ① 毎月の定期的な費用の支払いについては、マンション会計担当者及びフロント担当者それぞれの上席者において、各請求書の日付、会社名、請求内容と見積書・納品書・工事完了報告書等の添付資料を確認するダブルチェック体制で業務を行っています。

また、親会社の監査室によるマンション管理業務に係る監査を年2回受けることにより、業務内容の調査・点検を徹底しています。

- ② 平成30年10月1日より、マンション会計課をマンション管理事業部管轄 から総務部管轄に移管し、職務分離を図ることにより相互に牽制できる体制の整備を行いました。

- ③ フロント担当者が長期間にわたり同一の管理物件を担当し続けることのないように、5年から10年を目途に担当する管理物件を変更することとしました。例外的に5年を超えて担当する場合、上長等が理事会・総会に出席し牽制強化を図ることとしています。

- ④ その他にも業務改善の一環として法令遵守の徹底や業務の役割分担等を構築するために令和元年8月1日付けで「業務推進室」を新設しました。また、エリアインストラクターを配置し、現地マンションを巡回して新人管理員を指導育成する業務を行っています。今後も継続して業務の適切な役割分担等を見直していくこととしています。

4. 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること

① 出金の取り決めについて

現在では、平成30年11月1日付で策定した「業務標準書」で定める業務手続に則り、フロント担当者が管理組合財産の現金を取り扱うことを禁止し、現金による支出の必要が生じた場合には管理組合財産から現金を支出するのではなく、弊社において一旦費用を立替え払いした後、管理組合に対して請求させていただき運用を実施しています。

② 現地管理事務室で取り扱う現金についての管理の徹底

管理員等が共用部の施設利用料等として受領する現金については、管理員等において売上日計表を作成し、日々の現金の入出金を把握し、現金回収時は現金の残高と実際の回収金額とを照合することにより、管理を徹底しています。

③ 管理組合主催の組合活動に伴う仮払いについて

毎年実施されている組合活動の運営費用について出金を行う場合には、理事会で予算承認をいただき、会計理事と理事長が支出内容の確認を行った上で、管理組合財産から仮払金を、当該組合活動の運営を担当される理事の指定口座に振り込むこととし、弊社フロント担当者は現金を取り扱わないこととしています。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

積和管理関西株式会社 業務推進室 078-857-0008
(受付時間 平日：9:00～18:00)